

各課題検討チームの運営について（案）

○各チームの主査は、審議に関係する者の出席を求めることができる。

○各チームの会合は、非公開とする。

なお、主査の判断で公開することも可能とする。

○チーム会合のあと、記者に対してブリーフィングを行う。

○チーム会合の開催状況をホームページに掲載するとともに、作成者の了承が得られた会合資料についてもホームページで公表する。

○チーム会合での検討状況については、「アクション・プラン」推進委員会に報告する。

※ 各課題検討チームの運営に必要な事項は、主査が定めることが基本とすることを地域主権戦略会議（第11回）で決定済